

特定有害

強酸・強アルカリ

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年5月10日

都道府県知事
 (市長) 難波 喬司 殿

提出者

住所 静岡市清水区西大曲町12番3号

氏名 丸長鍍金株式会社

代表取締役社長 瀧井 貞夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 054-366-3361

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	丸長鍍金株式会社
事業場の所在地	静岡県静岡市清水区西大曲町12番3号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	金属製品製造
②事業の規模	資本金 1000万円
③従業員数	95人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>鍍金処理ライン(丸長) → 特管産廃車両運搬(委託) → 特管産廃処理工場(委託)</p> <p>委託物内容: 燃えやすい廃油、ph2.0以下の廃酸、ph2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)、ph12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)、汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)、廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)</p>



(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

公害防止総括者：望月 聰
古本 修一(代理)

第一工場

公害防止管理者：若井 博好
池田 宜隆(代理)
作業者 : 萩原 隆介

第二工場

公害防止管理者：山田 大祐
岡村 剛典(代理)
作業者 : 萩原 隆介

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙のとおり		
特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	pH12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)
排 出 量	215.730 t	10.210 t
① 現状		(これまでに実施した取組)
		鍍金液、前処理液、後処理液の更新の見直し。
【目標】 ※別紙のとおり		
特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	pH12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)
排 出 量	250.000 t	10.000 t
② 計画		(今後実施する予定の取組)
		鍍金液、前処理液、後処理液の更新の見直し。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鍍金ラインごと使用する特管廃棄物が分かれているため別種類 特管廃棄物は混ざらない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和一 年度）実績】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
② 計画	【目標】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和一 年度）実績】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		— t
(これまでに実施した取組) —			
② 計画	【目標】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		— t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和一 年度）実績】 ※別紙のとおり	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		—
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
③ 計画	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		—

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 4 年度）実績】 ※別紙のとおり	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	pH12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)
	全処理委託量	215.730 t	10.210 t
② 計画	優良認定処理業者への処理委託量	215.730 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
③ 計画	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
特管廃棄物くみ取り作業時は必ず丸長社員立ち合いの中で保護具を着用し(くみ取り作業者、立ち合い人)くみ取り作業を行う。			

(第5面)

		【目標】 ※別紙のとおり		
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	ph12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	
	全処理委託量	250.000 t	10.000 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	250.000 t	— t	
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t	
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	
(今後実施する予定の取組)				
現状を維持。				
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】 ※別紙のとおり			
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ボリカ化ビフェニル廃棄物を除く。)			225.940 t
	(今後実施する予定の取組等)			
現在、電子マニフェスト実践中。				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年5月10日

都道府県知事
(市長) 難波 喬司 殿

提出者

住所 静岡市清水区西大曲町12番3号

氏名 丸長鍍金株式会社

代表取締役社長 瀧井 貞夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

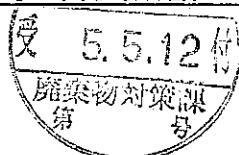
電話番号 054-366-3361

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	丸長鍍金株式会社
事業場の所在地	静岡県静岡市清水区西大曲町12番3号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	金属製品製造
②事業の規模	資本金 1000万円
③従業員数	95人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>鍍金処理ライン(丸長) → 特管産廃車両運搬(委託) → 特管産廃処理工場(委託)</p> <p>委託物内容: 燃えやすい廃油、pH2.0以下の廃酸、pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)、pH12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)、汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)、廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)</p>



(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

公害防止総括者：望月 聰
古本 修一(代理)

第一工場

公害防止管理者：若井 博好
池田 宜隆(代理)
作業者 : 萩原 隆介

第二工場

公害防止管理者：山田 大祐
岡村 剛典(代理)
作業者 : 萩原 隆介

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】※別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)
排出量	2.702 t	137.000 t

① 現状

(これまでに実施した取組)

鍍金液、前処理液、後処理液の更新の見直し。

【目標】※別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)
排出量	1.000 t	150.000 t

② 計画

(今後実施する予定の取組)

鍍金液、前処理液、後処理液の更新の見直し。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状

鍍金ラインごと使用する特管廃棄物が分かれているため別種類特管廃棄物は混ざらない。

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

②計画

現状を維持。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和一 年度）実績】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
① 現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
	【目標】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
② 計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和一 年度）実績】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
① 現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
	【目標】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
② 計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和一 年度）実績】 ※別紙のとおり	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
	(これまでに実施した取組)	—	
【目標】			
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—t	—t
	(今後実施する予定の取組)	—	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4 年度）実績】 ※別紙のとおり	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)
	全処理委託量	2.702 t	137.000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2.702 t	137.000 t
	再生利用業者への処理委託量	—t	—t
	認定熱回収業者への処理委託量	—t	—t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—t	—t
(これまでに実施した取組)			
特管廃棄物ぐみ取り作業時は必ず丸長社員立ち合いの中で保護具を着用し(ぐみ取り作業者、立ち合い人)ぐみ取り作業を行う。			

② 計画	【目標】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類 汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	1.000 t	150.000 t
	全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量	1.000 t	150.000 t
	再生利用業者への 処理委託量	—t	—t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—t	—t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—t	—t
(今後実施する予定の取組)			
現状を維持。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		139.702 t
(今後実施する予定の取組等)			
現在、電子マニフェスト実践中。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

引火性廃油
強酸

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年5月10日

都道府県知事
(市長) 難波 喬司 殿

提出者

住所 静岡市清水区西大曲町12番3号

氏名 丸長鍍金株式会社

代表取締役社長 瀧井 貞夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 054-366-3361

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	丸長鍍金株式会社
事業場の所在地	静岡県静岡市清水区西大曲町12番3号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	金属製品製造
②事業の規模	資本金 1000万円
③従業員数	95人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>鍍金処理ライン(丸長) → 特管産廃車両運搬(委託) → 特管産廃処理工場(委託)</p> <p>委託物内容: 燃えやすい廃油、ph2.0以下の廃酸、ph2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)、ph12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)、汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)、廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)</p>



(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

公害防止総括者：望月 聰
古本 修一（代理）

第一工場

公害防止管理者：若井 博好
池田 宜隆（代理）
作業者 : 萩原 隆介

第二工場

公害防止管理者：山田 大祐
岡村 剛典（代理）
作業者 : 萩原 隆介

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙のとおり			
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	ph2.0以下の廃酸
	排 出 量	0.125 t	18.000 t

① 現状

(これまでに実施した取組)

鍍金液、前処理液、後処理液の更新の見直し。

② 計画

(今後実施する予定の取組)

鍍金液、前処理液、後処理液の更新の見直し。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鍍金ラインごと使用する特管廃棄物が分かれているため別種類 特管廃棄物は混ざらない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（令和一 年度）実績】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
① 現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
	【目標】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
② 計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和一 年度）実績】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
① 現状	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) —			
	【目標】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
② 計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) —			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和一 年度）実績】 ※別紙のとおり	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		—
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		—

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和 4 年度）実績】 ※別紙のとおり	
① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH 2.0 以下の廃酸
	全処理委託量	0.125 t	18.000 t
(これまでに実施した取組)			
	優良認定処理業者への処理委託量	0.125 t	18.000 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
特管廃棄物くみ取り作業時は必ず丸長社員立ち合いの中で保護具を着用し(くみ取り作業者、立ち合い人)くみ取り作業を行う。			

(第5面)

② 計画	【目標】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2.0以下の廃酸
	全処理委託量	0.125 t	20.000 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.125 t	20.000 t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
現状を維持。			
}			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】 ※別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ボリューム化ビフェニル廃棄物を除く。)		18.125 t
(今後実施する予定の取組等)			
現在、電子マニフェスト実践中。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。